

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称	小田急電鉄株式会社 SC事業部 経堂ビル	
	連 絡 先	電 話 番 号	03 - 5450 - 2571
		ファクシミリ番号	03 - 3425 - 3722
		電子メールアドレス	
公 表 の 担 当 部 署	名 称	小田急電鉄株式会社 CSR・広報部	
	連 絡 先	電 話 番 号	03 - 3349 - 2504
		ファクシミリ番号	03 - 3349 - 2499
		電子メールアドレス	eco@odakyu-dentetsu.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公 表 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス：	http://www.odakyu.jp/csr
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：	
		所在地：	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名：	
	入手方法：		
<input type="checkbox"/> そ の 他			

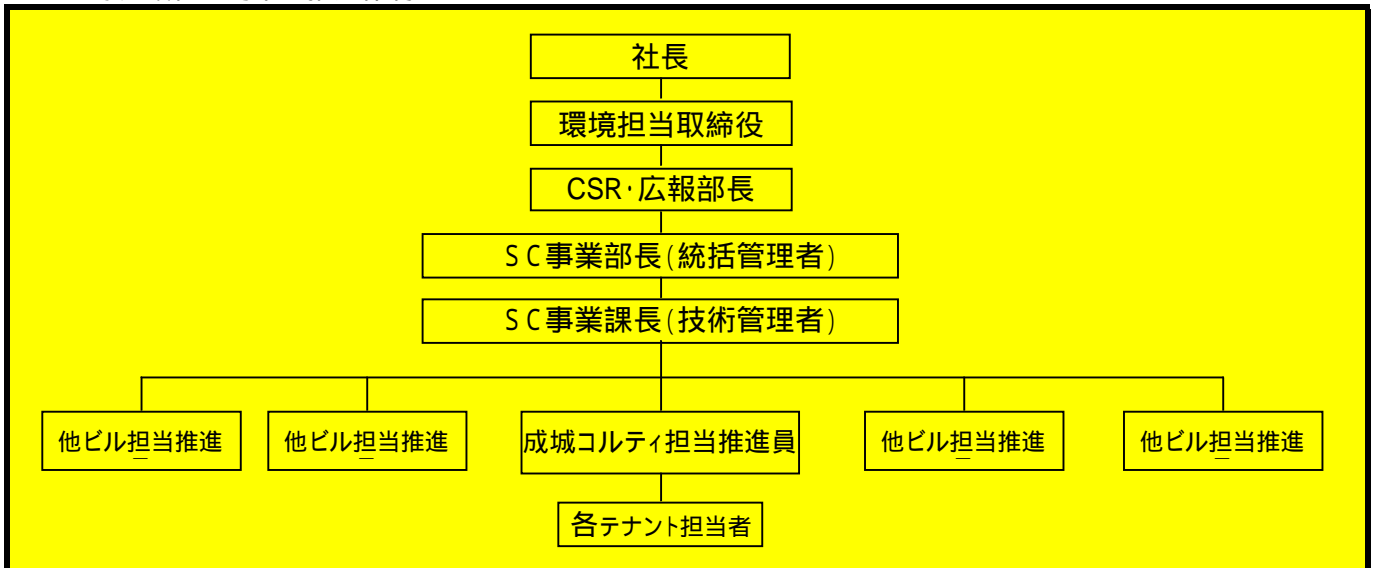
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2010	年度		<input checked="" type="radio"/> 平成18年4月1日 以降
				平成18年 9 月 29 日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

環境方針
 小田急電鉄は、「沿線の価値の向上」と「快適な時間の創造」に貢献するという存在理念に基づき、持続可能な発展を実現していくために、すべての事業活動における環境負荷低減と自然との共生に努めます。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで				
削減目標	特定温室効果ガス	エネルギーの使用の最適化・効率化を追及し、入居テナントと一体となって運用対策を実施することにより、総量削減義務以上の削減を目指す。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。節水を行うことで、その他ガスを削減する。節水型便器・擬似音を使用しており、トイレの節水対策は実施済みである。今後は入居テナントに対し節水を呼びかけ、水道の使用量を計画中に1%以上削減することを目標とする。			
削減義務の概要	基準排出量	3,260	t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	- 1
	排出上限量（削減義務期間合計）	15,000	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで		
削減目標	特定温室効果ガス	積極的な高効率照明器具（LED）設備への更新により、基準排出量の8%以上の削減を目標とする。	
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水をおこなうことで、その他ガスを原状の1%以上削減した状態を維持する。	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,168				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
上水・下水		29				
合計		3,197				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	173.5				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2007年度、2008年度、2009年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	- 1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	16,300
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = A-D)						15,000
	削減義務量 (D = (A × B))						1,300
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

2009年度は基準年度となるため、比較はできませんでした。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	130300	13_換気設備の運転管理	スタンダードファンから省エネベルトへ切替え	2008年度	
2	160200	16_建物の省エネルギー	白熱灯改修	2009年度	白熱灯60w×20灯からLEDへ交換
3	150200	15_照明設備の運用管理	通路照明の回路切り分け、点灯時間変更	2009年度	
4	160200	16_建物の省エネルギー	照明設備改修	2010年度より 実施	ハロゲンランプからLEDへ交換
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社では、日頃から環境配慮の積極的な取り組みを進めており、小田急グループは環境をCSRの重点分野の一つとして捉え、持続可能な社会の実現に貢献することを経営上の重要な課題と位置づけ、「小田急グループ環境戦略」を制定している。

1. 事業所での省エネの取組

設備に係る対策は計画どおり実施しており、特に共用通路の照明をハロゲンランプよりLEDランプに交換する工事を行った。また、入居テナントと環境に関する協議を行い、空調機・店内照明の点灯時間・点灯者をチェック簿に記入することにより、全従業員に対し省エネに対する意識付けを行っており、今後は更なる温室効果ガスの排出の抑制が見込める。

2. 自然エネルギーの利用

当ビルは、建物設計時に屋根材をガラスとし、太陽光を取り入れ昼間の照明による電力使用量を減らす工夫を取り入れている。また、建物を外部に開放させており風の通り道を作ることで、真夏でも外気温以上にならない設計となっており、共用部に空調機を設置しておらず、自然エネルギーを有効に活用し省エネルギー化を図っている。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	
------	--

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	駐車時のアイドリングストップの徹底を運送事業者に求める。 廃棄物搬出業者に低公害車の使用を求める。
------	--

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上 ・施設利用者が貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用するよう働きかける。					
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制 ・環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に設置する。					
物流効率化の推進による交通量の抑制						
エコドライブの推進	・エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示する。					
体制の整備	・施設利用者等に対して物流効率化、エコドライブの推進等を実施するよう働きかける。					
貨物輸送以外の自動車交通量対策	・従業員は自動車での通勤を禁止している。 ・来訪者には電車利用を呼びかけている。					
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量						
		kg / t・km				